

消費税「軽減税率制度」は、消費税率 10%への引上げに伴う低所得者への配慮の策として、飲食料品^(※)と一定の新聞の譲渡を対象に平成 31 年 10 月より実施されるもの。そして、「軽減税率制度」の実施から 4 年後の平成 35 年 10 月からは「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなる。

※ 「飲食料品」とは食品表示法に規定する「食品」（酒税法に規定する酒類を除く）をいう。

1 軽減税率制度の概要等

(1) 適用税率の基本的な考え方

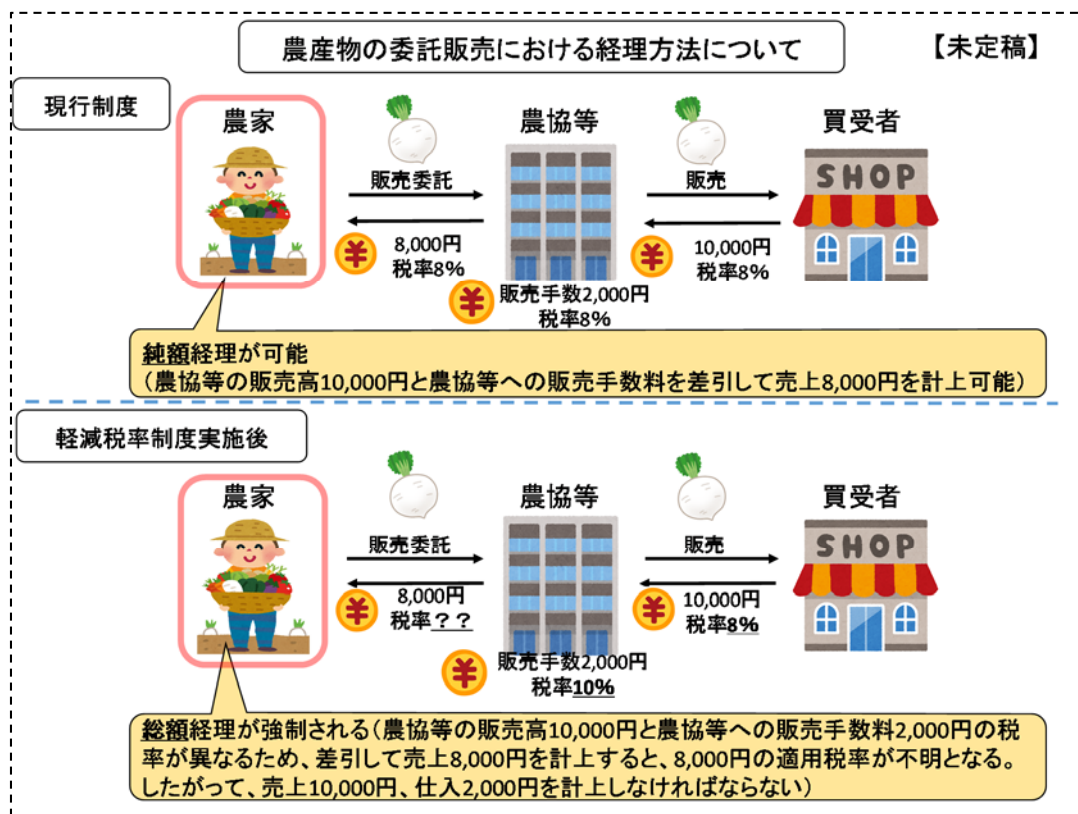
消費税の「軽減税率制度」における「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいう。その上で、適用税率は、「売り手」が「販売時点」において判断することとなる。

農業者が農産物を販売した場合、農業者による取引の適用税率の判定に際しては、「買い手」がその農産物をどのような用途に使用するかは関係なく、「農業者」（売り手）が農産物を販売する時点において、「食品」として販売したか否かで判断すればよいこととなる。したがって、例えば農産物を家畜の餌用（「食品」以外）として販売するのであれば軽減税率の適用対象外となる。

なお、農業者について、肉、野菜、米など売上げの多くは軽減税率が適用される一方、家畜の餌、種苗、肥料など仕入れの多くは標準税率が適用される。その結果、消費税の税額計算において、売上税額から仕入税額を差し引きした結果がマイナスとなることも想定されるが、その場合には「還付」を受けることとなる。

(2) 軽減税率制度実施後の「課税売上高」の計算

「軽減税率制度」実施後、農業者が行う委託販売に係る消費税額の計算における「課税売上高」の計算は、現行選択可能な「純額処理」（販売高から販売手数料（標準税率 10%）を差引いた額を課税売上とする方法）は認められなくなり、「総額処理」（受託者の販売高を課税売上とし、受託者への支払い（販売手数料）を課税仕入れとする方法）で行うこととなる。



(3) 農林水産業の飲食料品の譲渡を行う部分に係るみなし仕入率の見直し

簡易課税制度における「農林水産業」のうち軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡を行う部分」の事業区分が第三種事業から第二種事業に見直され、みなし仕入率が現行の70%から80%へ引き上げられることとなる。これは平成31年10月1日以降に行う取引から適用される。

2 適格請求書等保存方式における対応について

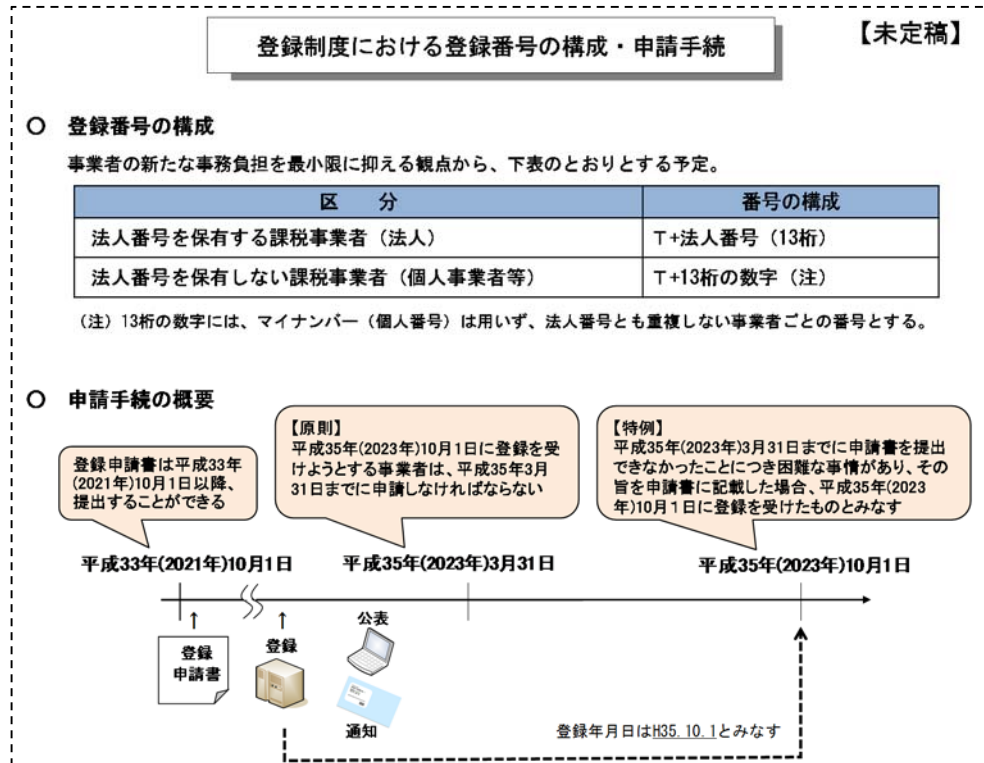
(1) インボイスの基本的な考え方

適格請求書(インボイス)とは、「売り手」が「買い手」に対し正確な適用税率・税額を伝えるものであり、適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは、仕入税額控除を受けるためにそのインボイスの保存を必要とする制度である。

インボイスには、現行の「請求書等」に求められる記載事項に加え、「登録番号」、「軽減税率対象である旨」、「対価の額を適用税率ごとに区分して合計した金額」、「適用税率」、「消費税額」を記載する必要がある。「買い手」(課税事業者)からの求めに応じ、「売り手」はインボイスを交付することとなる(※「登録番号」については、平成33年10月1日以降、税務署長に対して申請し、取得するもの。法人番号を有する法人の場合、「登録番号」は「T+法人番号」となることが決まっており、対応準備を進めるにあたり活用してもらいたい。なお、個人事業者の場合は「T+13桁の数字」)。

したがって、農業者であっても、農産物等を販売する場面において、取引相手先（「買い手」）からインボイスの交付を求められることとなる。

なお、農業者が免税事業者である場合、インボイスを交付することはできないことに留意。



(2) インボイス制度における「農協特例」、「卸売市場特例」について

農協等への農産物の委託販売における現行実務を勘案すると、農業者自らが買い手を見つけ、インボイスを交付することが困難であるという課題がある。

今般、そのような課題を解決するため、インボイス制度において次の特例が設けられている。

① 農協特例

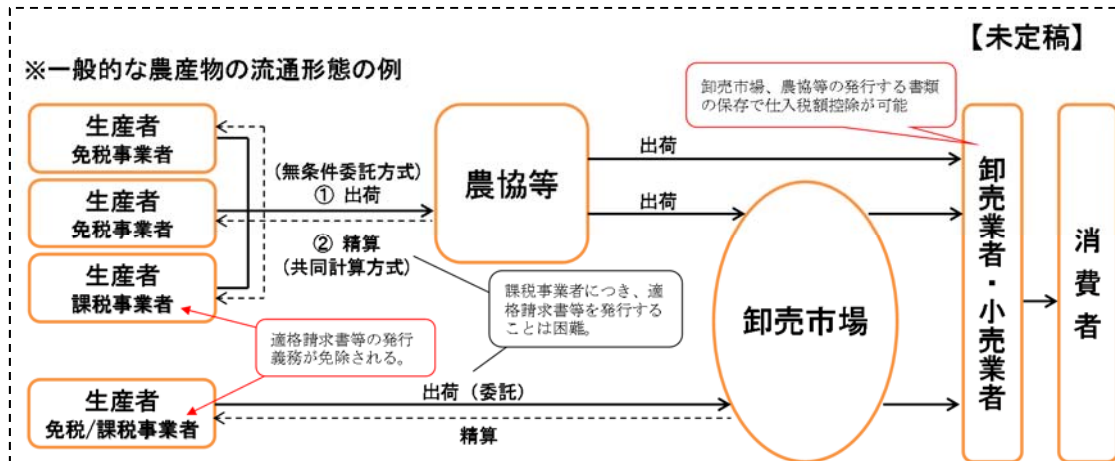
農業者が、農協等を通じ、無条件委託・共同計算方式によって農産物を委託販売する場合、「売り手」（農業者）のインボイスの交付義務を免除し、「買い手」は農協等が発行する書類等の保存があれば仕入税額控除をできるようにする特例。

なお、「無条件委託」「共同計算方式」の考え方はそれぞれ次のとおりとなる。

- ・ 無条件委託：生産者は、出荷した農産物について、売値、出荷時期、販売先等の条件を付さずに、その販売を農協等に委託すること
- ・ 共同計算方式：一定期間に農協等が販売した同種、同規格、同品質ごとの農産物の平均価格によって精算する方式（全体の販売代金について、農協等が手数料を控除した上で、生産者全体で分け合う）

② 卸売市場特例

農業者が卸売市場等を通じ、農産物を委託販売する場合には、「売り手」（農業者）のインボイス交付義務を免除し、「買い手」は卸売市場等が発行する書類等の保存があれば仕入税額控除をできるようにする特例。



(3) 直売所におけるインボイス対応について

農業者が直売場で農産物を委託販売する場合、買い手が事業者であれば上述(2(1))のとおりインボイスの交付を求められる場合がある。

インボイスの交付方法については、売り手である委託者（農業者）と、媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（直売所）がともに適格請求書発行事業者であるなど一定の要件を満たす場合、媒介者である直売所が、売り手である農業者に代わって直売所の氏名等及び登録番号を記載したインボイスを交付できるというインボイスの交付方法に関する特例（媒介者交付特例）を設けている。そこで、直売所における買い手へのインボイスの交付方法等について、この媒介者交付特例を活用することも一案であり、農業者と直売場経営者の間でよく検討していただきたい。